

市立富良野図書館設置条例（改正案）

平成19年3月19日条例第12号

（目的及び設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書、記録及びそのに必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究及びレクリエーション等に資することを目的として、市立富良野図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市立富良野図書館

位置 富良野市若松町5番10号

（職員）

第3条 図書館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

（開館時間）

第4条 開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（1）火曜日から金曜日まで 10時から18時まで

（2）土曜日及び日曜日 9時から17時まで

（休館日）

第5条 休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。

（1）毎月曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）月曜日が前号に規定する日に当たるときは、その翌日

（4）12月31日から翌年1月5日まで

（5）図書整理日（毎月の最終金曜日。ただし、第2号に規定する日に当たるときは、その日の前日）

（6）図書特別整理期間（委員会が毎年1回7日を超えない範囲で定める期間）

（業務）

第6条 図書館は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

（1）図書資料の収集、整理、保存及び利用

（2）図書資料の貸出し及び巡回文庫の実施

（3）読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励

（4）館報、その他読書資料の発行

（5）時事に関する情報、参考資料の紹介及び提供

（6）前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

（施設使用の許可）

第7条 図書館の施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

（1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2）施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の利益になると認められるとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上又は設置目的上支障があると認められるとき。

(使用の制限)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは委員会の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、図書館の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わないものとする。

(使用料等の納入)

第8条の2 使用者は、別表に定める使用料等を前納しなければならない。ただし、委員会が後納を認める場合は、この限りでない。

(使用料等の減免)

第8条の3 委員会は、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第8条の4 既に納入された使用料等は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により図書館を使用できないときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、図書館の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 図書館の使用者がその使用を終わったとき又は許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちにその使用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 図書館の使用者は、自己の責に帰すべき原因により施設、設備、器具、図書又は資料をき損し、汚損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全額又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例に必要な事項は委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。

(富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第15号)の一部を次のとおり改正する。

別表中「図書館協議会委員」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例第7条の許可を受けている者は、改正後の条例第7条による許可を受けたものとする。

別表（第8条の2関係）

図書館使用料等

（単位：円）

階数	室名	定員	1時間当たりの使用料		備考
			基本使用料	暖房料	
2階	多目的ホール	50	550	160	
	サークル室1	10	110	30	
	サークル室2	20	165	60	
3階	会議室1	35	330	100	
	会議室2	15	110	40	
	会議室3	15	110	40	
	研修室	20	165	50	

備考1 1時間未満の使用時間であっても使用時間は1時間とする。

- 2 第4条に定める開館時間以外において使用するとき、使用した時間に応じて基本使用料及び暖房料を徴収する。
- 3 冬期間の暖房料は、11月1日から翌年4月30日までの期間において徴収する。ただし、期間以外においても暖房を使用する場合は、暖房料を徴収する。
- 4 入場料、会費又は名称のいかんを問わず、これに類する金銭（以下「入場料等」という。）を使用者が徴収する場合は、基本使用料に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 入場料等 500円未満の場合 3割
 - (2) 入場料等 500円以上1,000円未満の場合 5割
 - (3) 入場料等 1,000円以上2,000円未満の場合 10割
 - (4) 入場料等 2,000円以上3,000円未満の場合 15割
 - (5) 入場料等 3,000円以上の場合 20割
- 5 商品の展示、即売又は他の営利行為で図書館を使用する場合の使用料等は、基本使用料に10割を乗じて得た額を加算する。ただし、市の区域内に住所又は事業所等を有しない使用者の場合は、基本使用料に15割を乗じて得た額を加算する。